

人吉市公共下水道事業化学物質管理計画

人吉市公共下水道事業（人吉浄水苑）

令和6年8月1日策定

1 化学物質管理の方針

人吉浄水苑は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律」に定める「第一種指定化学物質」を取扱う事業者^{注1}として、化学物質管理の方針を次のように定め、下水道から環境への指定化学物質等の排出抑制に努める。

- (1) 化学物質の管理及び環境の保全に係る関係法令等を遵守する。
- (2) 下水道施設における化学物質管理の段階的改善を図る。
- (3) 下水道に接続する事業者や地域住民とのリスクコミュニケーションを行う。
- (4) 上記(1)～(3)の項目を通じて、下水道から環境への化学物質の排出抑制に努める。

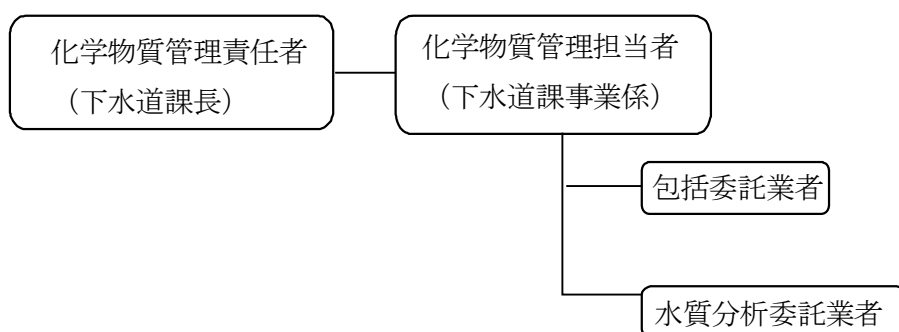
2 管理の目標

化学物質管理方針に即して策定した化学物質管理計画において、管理の目標は次のとおりとする。

- (1) 下水道のPRTR^{注2}届出対象である30物質^{注3}を含めた水質規制物質について、放流水中の含有濃度を年6回程度で測定する。
- (2) 流入下水についても、上記物質について年2回程度で測定する。
- (3) 放流水質のダイオキシン類については、年1回程度で測定する。

3 組織体制

組織体制を次のとおり定める。



【各構成員の役割】

○化学物質管理責任者（下水道課長）

- (1) 下水道事業における化学物質管理に対して、統括的な責任と権限を持つ。
- (2) 下水道に関わるすべての職員等に対して、教育・訓練を実施する。

○化学物質管理担当者（下水道課事業係）

- (1) 化学物質管理に必要な各種作業（モニタリング、PRTR届出、事故等への対応等）

を実施する。

(2) 化学物質管理における問題点・課題等を、化学物質管理責任者に報告する。

(3) 関係行政機関との連携を図る。

(4) 下水道に接続する事業者や地域住民とのリスクコミュニケーションを行う。

○包括委託業者

(1) 人吉浄水苑の維持管理（使用薬品の取扱い・管理等）を行う。

(2) 運転操作に必要な水質検査を行う。

(3) 水質異常があった場合の運転操作等の対応を行う。

○水質分析委託業者

(1) 放流水質等の水質検査を行う。

(2) 水質異常があった場合の緊急的な水質検査を行う。

4 水質のモニタリング

(1) モニタリングの実施にあたっては下水道課で測定頻度を定め、水質分析委託業者等に対して、資料の採取方法、分析方法、下限値（定量、検出）を確認する。

(2) 測定項目については、下水道法水質測定項目(30項目)とダイオキシン類である。
必要に応じて流入水のモニタリングを実施する。

5 化学物質の管理に係る取組み

(1) 適正な運転管理

第一種指定化学物質は、公共用水域へ排出されていることから、下水処理施設の運転管理及び維持管理を徹底し、できる限り排出を抑制することとする。

＜具体的方策＞

① 運転マニュアルに基づく下水処理施設の適正な運転管理

② 点検マニュアルに基づく日常点検、定期点検による施設の機能維持

③ 定期的な水質調査による機能確認

(2) 使用薬品の取り扱い

人吉浄水苑で使用している薬品については、使用薬品に添付されている SDS (Safety Data Sheet：安全データシート) を用いて、指定化学物質等の含有量や取り扱い上の注意点を確認する。

使用薬品の日常管理は、包括委託業者に依頼する。

(3) PRTR 届出

① PRTR 届出は、年間平均水質により算出し、毎年期限までに届け出なければならない。

② 年間平均水質に年間放流量を乗じることで、年間排出量を算出する。

$\text{年間排出量 (kg/年)} = \text{年間平均水質 (mg/l)} \times \text{年間放流量 (千m}^3\text{/年)}$
--

(4) 情報共有

地域住民等への情報共有を前提とした情報の整理を行う。

6 事故に関する措置

下水処理施設の故障等により、指定化学物質が公共用水域に排出されるおそれがあることから、事故の未然防止及び周辺環境への被害の拡大防止を図るため、以下の措置を講ずる。

(1) 未然防止措置

- ① 施設の運転マニュアル、管理マニュアルに基づき、安全運転、安全作業を行う。
- ② ヒューマンエラーの防止を図るため、誤操作防止の表示を行う。
- ③ 施設の定期点検を確実に実施する。

(2) 事故時の応急措置

- ① 人員、負傷者の確認を行い、救助活動の実施にあたる。
- ② 警察、消防、自治体等関係機関への連絡を速やかに行う。
- ③ 応急措置による被害の拡大防止を図る。
- ④ 周辺の被害状況を確認するとともに、必要に応じて下流の被害状況の調査を行う。
- ⑤ 発生原因の調査及び特定、発生原因への指導にあたっては関連部局（河川部局、環境部局）などと連携する。

(3) 緊急連絡体制

①障害発生

包括委託業者等

- ・ 流入水質の異常

下水道接続する事業者

- ・ 事故の報告

地域住民など

- ・ 放流水質等の異常

通報

②化学物質管理責任者への伝達

化学物質管理責任者
(下水道課長)

化学物質管理担当者
(下水道課事業係)

人吉浄水苑
(包括委託業者)

③関係機関への報告

国土交通省八代河川
国道事務所人吉出張所
0966-22-3244

熊本県土木部道路都市局
下水環境課指導企画班
096-333-2531

球磨地域振興局保健福祉環境部
(人吉保健所) 衛生環境課
0966-22-3108

人吉市下球磨消防組合
0966-22-5241

人吉警察署
0966-24-4110

7 教育・訓練

(1) 対象者

化学物質管理担当者および包括委託業務委託先

(2) 実施内容

- ① 化学物質管理計画の内容の周知を図る。
- ② 化学物質の性状、危険性等に関する教育を行い、所員に周知を図る。
- ③ 化学物質に関する各種法令の内容の周知を図る。
- ④ 作業要領に基づいた化学物質の取扱いに関する訓練を行う。
- ⑤ 漏洩等の事故を想定した処置訓練、緊急連絡訓練を実施する。

(3) 教育・訓練の時期

- ① 化学物質管理担当者および包括委託業務委託先に対して適宜実施する。
- ② 新入・転入職員に対しては赴任時に実施する。

8 リスクコミュニケーション

- (1) 人吉市のホームページやLINEの活用及び処理場見学などのイベントを通じて、地域住民への情報提供を図る。
- (2) 住民等からの化学物質に関する問合せには、下水道課事業係が対応を行う。
- (3) 必要に応じて関係部局と連携し、リスクコミュニケーションを実施する。

9 管理状況の評価

- (1) 水質のモニタリングにおいて、測定値が通常時より高い等の異常が認められる場合には、分析委託業者に対して、下限値（定量、検出）や測定方法の確認の対応をとり、必要に応じて再分析を行う。
- (2) 計画の推進にあたって必要な各種の管理対策（設備点検等の実施、廃棄物の管理など）を積極的に実施する。
- (3) 本計画については、必要に応じて適宜見直しを行う。

注1) 本市において、自ら第一種指定化学物質の製造、使用その他の取り扱いはないものの、処理区域内の事業場排水を受け入れることを前提に下水道事業を営んでいるため、「第一種指定化学物質」を取扱う事業者としている。

注2) PRTR（化学物質排出移動量届出制度）とは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みである。日本では1999（平成11）年、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）により制度化されている。

注3) PRTR 届出対象の30物質（第一種指定化学物質）

亜鉛の水溶性化合物、EPN、カドミウム及びその化合物、クロム及び三価クロム化合物、六価クロム化合物、シマジン、無機シアン化合物、チオベンカルブ、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、塩化ビニリデン、D-D、塩化メチレン、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、テトラクロロエチレン、チラウム、銅水溶性塩、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、砒素及びその無機化合物、ふっ化水素及びその水溶性塩、ベンゼン、ほう素化合物、PCB、マンガン及びその化合物、1,2-ジクロロエチレン、鉛及びその化合物